

# ○社会福祉法人広島愛育会役員等に対する報酬及び費用弁償規程

(平成22年5月25日制定)

(趣旨)

第1条 社会福祉法人広島愛育会理事、監事及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法については、この規程の定めるところによる。

(報酬)

第2条 役員等には報酬を支給する。ただし、広島愛育会が経営する施設を代表する職員である役員には支給しない。

2 報酬の額は、次のとおりとする。

(1) 理事長 月額300,000円以下

(2) 非常勤の役員等 勤務1日につき11,000円を超えない範囲内において、理事長が定める。

3 各年度の報酬の総額は、次の額を超えない範囲とする。

区 分	人 数	年 総 額 (最高限度額)
理 事	7名	462,000円以内
監 事	2名	154,000円以内
評 議 員	8名	528,000円以内

(費用弁償)

第3条 非常勤の役員等が理事会及び評議員会に出席するため旅行したとき、又は役員等が職務のため旅行したときは、その旅行について、費用弁償として交通費を支給する。

2 前項の規定により理事会及び評議員会に出席する交通費の額は、実費とする。

3 第1項の役員等が職務のため旅行したときは、役員等の居住地から最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。

(準用規定)

第4条 この規程に定めるものを除くほか、役員等の報酬及び費用弁償の支給方法については職員の例による。

附 則

この規程は、平成22年5月25日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年5月26日から施行する。